

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 31 —



令和2年6月
編集・発行/
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

『悠々農業』 自然と触れ合いながら 自分で考え 行動する魅力。

白子町浜宿 萬崎 宏 さん（農地利用最適化推進委員）

田んぼ一面に張られた水がキラキラと輝き、春の淡い青い空を映し出し、とても美しい風景である。

この春から、新たに推進委員となった萬崎さん。「桜が咲き、木々が芽吹き、新しい命が宿る春。この時期になると、気持ちがりフレッシュされて清々くなるよ。」と、微笑む。現在、水稻200aを取り組むとともに、たまねぎを中心とした露地栽培を手掛けている。



高校を卒業後、地元農協に就職。以来、40年間、地域農家の期待と信頼に応えてきた。

そして、退職後は、生産者として農業に取り組み、今年で7年目になる。「若い頃から、農家の喜び、苦労を近くで見えてきた自分が、退職後に選んだのは、やはり慣れ親しんだ農業だった。作物が順調に生育し、良い物が穫れた時の喜びは何とも言えないし、“自然と触れ合いながら自分で考え、行動し、責任を取っていく”という農業はとても魅力を感じる。」と話してくれた。

推進委員としての抱負について聞いたところ、「現在、浜宿西地区の遊休農地は少ない

が、今後増えていくことが見込まれる。遊休化する前に地域の担い手への集積を推進するなど、農地の最適化策を考えていきたい。」と語る。続けて、「農協に勤めていたときは、農家さんの笑顔を見ることが自分の喜びでもあった。これからも、太陽に希望を抱き、大地から力を貰いながら、一緒に手伝ってくれる妻、仲間、家族みんなが笑顔で、力まず、長く、悠々自適に農業を続けていきたいね。」と、明るく話す姿に、農業の真の姿を改めて気付かされました。



【田んぼ一面に張られた水が
春の季節を映し出している】



【町の特産品「白子たまねぎ」】



【背丈50cm程になったとうもろこし
夏に収穫を迎える】

ロータリー等を装着した農耕トラクターの公道走行が可能となりました。

今般、農作業機を装着した農耕トラクターによる公道走行に当たって取り扱いを明確にするため、地方運輸局から「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和認定について公示が行われました。これにより、ロータリー等の直接型作業機を装着した状態のトラクターが、一定の条件を満たした場合に公道走行が可能となりました。

「一定の条件」とは…灯火器、車両幅、最高速度、運転免許 などの確認が必要となります。

➤ 灯火器類の確認

農作業機を装着しても、灯火器類（方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯）が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態でトラクターの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。

✓ 確認できない(見えない)場合に必要の対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要があります。

✓ 確認できる(見える)場合でも必要の対応

- 灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側から40cmを超える場合は、作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を設置する必要があります。
- 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

➤ 車両幅の確認

トラクター単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h 以下の場合、農作業機を装着した状態で、車両の幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

✓ 幅が1.7mを超えている場合の対応

機体左側に後写鏡(サイドミラー)を設置する必要があります。

※トラクター単体の大きさも含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えている場合は、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

➤ 最高速度の確認

農作業機を装着することでトラクターの安定性(傾斜角度)変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。その場合は、**運行速度15km/h以下**で走行しなければなりません。

✓ 安定性の確認方法

(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものは、15km/h以下の走行制限はありません。

✓ 安定性が確認されていない場合の対応

保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示するとともに運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

➤ 運転免許の確認

小型特殊・普通免許で運転が可能なものは、トラクター単体又はトラクターに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)を満たす必要があります。このため、農作業機を装着することにより、この寸法を超える場合には、**大型特殊免許が必要**です。

(※車検制度上は、この寸法を超えても大型特殊には該当しないため車検は必要ありません。)

